

令和5年度 石川県医療機関・福祉施設・公衆浴場等省エネ投資支援事業費補助金 Q&A

目次

1 補助対象者について・・・3ページ

- (1) 本社が県外にある場合でも、補助対象者となれるのか？
- (2) 事業所等と住居を兼ねている場合、補助対象者となれるのか？
- (3) 地方公共団体および地方独立行政法人は申請できないこととされているが、医療企業団は申請可能か？

2 補助対象設備について・・・3ページ

- (1) 補助対象となる省エネ設備は？
- (2-1) 現在、設備導入工事をしているが、補助対象となるか？
- (2-2) 事前着手はいつから行えるのか？
- (3) 故障した設備の更新は補助対象になるか？
- (4) 今後開設予定の施設も補助金を申請できるか？
- (5) 省エネ設備の導入に対して国や県、市町等からの他の補助を受ける場合、この補助も併せて受けられるのか？
- (6) 導入設備が中古品の場合でも、補助対象となるか？
- (7) リース契約による設備導入は、補助対象となるか？
- (8) 本補助金を活用して、複数の省エネ設備を同時に導入することは可能か？
- (9) 事業所等を賃貸借契約により利用している場合には、補助対象となるか？
- (10) 更新等を行った設備は何年使用しなければならないのか？途中で故障した場合は廃棄できないのか？
- (11) 導入しようとしている設備が、補助対象となるJIS規格に適合しているかはどうやって確認すればよいか？
- (12) 直管蛍光灯を既設の蛍光灯用安定器の取り外しが不要なLED蛍光灯に更新する場合、補助対象となるか？
- (13) 太陽光発電システムは、「自社の既存建物等への設置かつ、売電を目的としないもののみ対象」とされているが、どういう意味か。
- (14) すでに太陽光発電システムを導入している場合に、太陽光発電システムに附属する蓄電池を設置することは補助対象になるか？
- (15) 1階が事業所で2階が住居である場合の太陽光発電システムの新規導入について、
専用機器を分電盤と蓄電池の間に入れることによって、蓄電池に充電した電力を事業所のみ流す設定にした場合は補助対象となるか？

- (16) 要綱に記載のない家電製品等を省エネ性能が高いものに入れ替えたいが補助対象になるか？
- (17) 補助対象となる照明設備について「電球形LEDランプを使用した照明器具を除く」と書いてあるが、電球形LEDランプの交換は補助対象になるか？
- (18) パンフレットに記載の省エネ基準達成目標年度が商品によって異なるが、どの年度で省エネ基準達成率100%以上を達成すればよいか？
- (19) 太陽光の耐用年数(17年)を過ぎた太陽光設備を撤去して新設する場合、補助対象となるか？
- (20) 窓に内窓を付けて断熱性を向上させる場合も補助対象となるか？

3 補助金の申請手続について・・・6ページ

- (1) 補助事業への応募期限は？
- (2) 応募をすれば、必ず補助が受けられるのか？
- (3) いつまでに工事を完了しなければいけないのか？
- (4) 「事業の着手」とは、何をもって「着手」とするのか？
- (5) 「事業の完了」とは、何をもって「完了」とするのか？
- (6) 交付決定通知後に工事費が増額することになった場合、補助金を増額変更申請はできるか？

4 その他・・・7ページ

- (1) 設備の更新等に際して、一般競争入札など交付要綱第9条第3号に定める手続により難しい場合はどうすればいいか。
- (2) 法人として医療機関、高齢者施設を運営しているが、それぞれで省エネ設備を導入する場合、申請は別個に行わなければならないのか？
- (3) 高齢者サービスと障害福祉サービス(訪問介護と居宅介護等)を併設する場合の申請方法は？
- (4) 事業を実施する単位は？また、同一建物で複数サービスを行っている場合はどのような取扱いとなるのか？
- (5) 上記質問4の回答内の(例)①のように、同一建物で複数サービスを行っており、それぞれのサービスごとに補助上限額が設定されている場合、建物でまとめて省エネ設備を導入する際は、どのように申請すればよいか？
- (6) 上記質問4の回答内の(例)①のように、同一建物で複数サービスを行っており、それぞれのサービスごとに補助上限額が設定されている場合、共用部分に省エネ設備を導入する際は、どのように申請すればよいか？
- (7) 令和4年度石川県医療機関・福祉施設・公衆浴場等省エネ投資緊急支援事業費補助金の交付決定を受けているが、令和5年度も申請できるか？

	質問	回答
1 補助対象者について		
(1)	本社が県外にある場合でも、補助対象者となるのか？	省エネ設備を導入する事業所・施設（以下「事業所等」という）が県内にあれば対象者となります。
(2)	事業所等と住居を兼ねている場合、補助対象者となるのか？	事業の用として明確に当該設備を使用している場合に限り、補助対象者となります。 例1：個人事業主で、「1階が事業所、2階が住居」と明確に区分できる場合は、1階部分の設備更新を補助対象として申請することができます。 例2：個人事業主で、電気の系統が事業所部分と自宅部分で明確に分離されている場合は、事業所用として新設する太陽光発電システムを補助対象として申請することができます。
(3)	地方公共団体および地方独立行政法人は申請できないこととされているが、医療企業団は申請可能か？	医療企業団は特別地方公共団体たる一部事務組合であり、補助対象となりません。
2 補助対象設備について		
(1)	補助対象となる省エネ設備は？	補助金交付要綱別表2の対象設備一覧をご確認ください。
(2-1)	現在、設備導入工事をしているが、補助対象となるか？	補助対象となる事業は、未着手のものに限るため、対象となりません。 補助事業の実施に当たっては、交付決定後に事業に着手してください。ただし、交付要綱第12条第2項により、あらかじめ事前着手届（様式第5号）を提出した場合は、交付決定前であっても事業に着手してかまいません。 なお、事前着手届の提出は、補助金の採択を確約するものではありません。
(2-2)	事前着手はいつから行えるのか？	申請受付開始（令和5年7月18日）以降に、交付申請書等と併せて事前着手届を提出した場合に、事前着手を行うことができます。

	質問	回答
(3)	故障した設備の更新は補助対象になるか？	長期間にわたり故障し、使用していなかった設備の更新は、省エネ効果があるとは言えませんので、補助対象とはなりません。 使用していた設備が申請直前に故障した場合は、省エネ性能に関する基準等を満たす設備に更新することで、補助対象とすることができます。
(4)	今後開設予定の施設も補助金を申請できるか？	申請日時点で補助対象施設であれば申請可能です。 (例：高齢者施設であれば、申請日に設置認可（許可）または介護保険法の指定を受けている) ただし、新設した施設の場合は、設備の更新には該当しませんので、太陽光発電システムの導入など、新設に必要な経費が認められているもののみが対象となります。
(5)	省エネ設備の導入に対して国や県、市町等からの他の補助を受ける場合、この補助も併せて受けられるのか？	併用はできません。
(6)	導入設備が中古品の場合でも、補助対象となるか？	中古品の場合、性能値を客観的に検証することが困難であることから、補助対象となりません。
(7)	リース契約による設備導入は、補助対象となるか？	補助対象となりません。
(8)	本補助金を活用して、複数の省エネ設備を同時に導入することは可能か？	エアコンと照明設備を同時に更新するなど、複数同時に導入することは可能です。 ただし、補助下限額および補助上限額は変わりません。また、申請は、当該年度において同一事業所等で1回限りです。
(9)	事業所等を賃貸借契約により利用している場合には、補助対象となるか？	補助対象となります。 ただし、処分制限期間内に退去するなどの場合は、財産処分承認申請書（様式11号）を提出する必要があり、経過年数等により、補助金の返還が発生することがあります。 例：補助金額50万円の太陽光設備を残して8年経過時点で退去する場合は、補助金額50万円×（処分制限期間10年－経過年数8年）／処分制限期間10年＝10万円の補助金返還が発生します。

	質問	回答
(10)	更新等を行った設備は何年使用しなければならないのか？途中で故障した場合は廃棄できないのか？	事業者は、補助事業により取得し、または更新した設備等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければなりません。また、処分制限期間（事業完了後10年（法定耐用年数が10年未満のものにあってはその耐用年数））を経過する以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を得る必要があります、経過年数等により、補助金の返還が発生することがあります。
(11)	導入しようとしている設備が、補助対象となるJIS規格に適合しているかはどうやって確認すればよいか？	メーカーのカタログ、Webサイト上の記載、第三者認証、自己適合宣言書等により確認してください。
(12)	直管蛍光灯を既設の蛍光灯用安定器の取り外しが不要なLED蛍光灯に更新する場合、補助対象となるか？	既設の蛍光灯の安定器を取り外したうえで、安定器内臓型のLED蛍光灯または安定器別置型のLED蛍光灯を設置する場合は補助対象となります。 (対象経費の例) ・ 蛍光灯取り外し費 ・ LED蛍光灯設置費 ・ LED蛍光灯部材費 ※ 既設の蛍光灯安定器は必ず取り外してください。
(13)	太陽光発電システムは、「自社の既存建物等への設置かつ、売電を目的としないもののみ対象」とされているが、どういう意味か？	例えば以下のケースは、補助対象となりません。 ・ 対象施設の敷地ではない法人の所有地に太陽光発電システムを設置する。 ・ 売電収入を得ることが目的で太陽光発電システムを設置する。 なお、太陽光発電の配線方法を余剰配線とし、事業所で使用して余った電力を売電することは差し支えありません。
(14)	すでに太陽光発電システムを導入している場合に、太陽光発電システムに附属する蓄電池を設置することは補助対象になるか？	太陽光発電システムの新設（増設を含む）と併せて、蓄電池等の附属装置を導入する場合は補助対象となりますが、すでに太陽光発電システムを設置しており蓄電池のみを導入する場合は対象とはなりません。
(15)	1階が事業所で2階が住居である場合の太陽光発電システムの新規導入について、専用機器を分電盤と蓄電池の間に入れることによって、蓄電池に充電した電力を事業所のみ流す設定にした場合は補助対象となるか？	専用機器等を使用し、太陽光発電システムによる電力を事業所のみ流すなど、事業所と住居部分を明確に区分できる場合は、補助対象となります。

	質問	回答
(16)	要綱に記載のない家電製品等を省エネ性能が高いものに入れ替えたいが補助対象になるか？	補助対象は、原則、要綱に記載のある設備に限りますが、事業の趣旨に適合すると認められる場合には、補助対象として認められる場合もあります。個別にお問い合わせください。
(17)	補助対象となる照明設備について「電球形LEDランプを使用した照明器具を除く」と書いてあるが、電球形LEDランプの交換は補助対象になるか？	要綱に記載のとおり、対象とはなりません。
(18)	パンフレットに記載の省エネ基準達成目標年度が商品によって異なるが、どの年度で省エネ基準達成率100%以上を達成すればよいか？	対象設備で「省エネ基準達成率100%以上」としている場合、現行の省エネ基準で100%以上である必要があります。 例えばエアコンであれば、令和4年6月1日から新しい省エネ基準が施行されましたので、壁掛形は目標年度2027年度、壁掛形以外とマルチタイプが目標年度2029年度で、省エネ基準達成率100%以上であれば対象設備となります。 カタログが古く、現行の目標年度における達成率がわからない場合は、国の省エネ型製品情報サイト（ https://seihinjyoho.go.jp/ ）で製品カテゴリを選択して検索し、ご確認ください。また、申請にあたっては、このサイトの検索結果画面をPDFにするなどしてください。
(19)	太陽光の耐用年数（17年）を過ぎた太陽光設備を撤去して新設する場合、補助対象となるか？	更新に該当するため、補助対象となりません。
(20)	窓に内窓を付けて断熱性を向上させる場合も補助対象となるか？	既存の窓に取り付ける内窓が、対象設備の基準に合致し、工事前と比較して熱貫流率（W/m ² ・K）の改善が見込まれる場合は、補助対象となります。
3 補助金の申請手続について		
(1)	補助事業への応募期限は？	令和5年11月30日までに申請書を提出してください。 なお、提出期限時点で、記載内容の著しい不備および不足書類がある場合には、申込みを受け付けられない場合がありますので、余裕を持ってお申し込みください。 また、予算の範囲内で決定しますので、期限内に応募しても必ずしも補助が受けられるとは限りません。 申請受け付け後、順次、交付決定を行い、予算額に達し次第、交付決定及び受付を終了します。

	質問	回答
(2)	応募をすれば、必ず補助が受けられるのか？	補助金の交付については、提出された申請書類の審査のほか、予算の範囲内で決定しますので、必ずしも補助が受けられるとは限りません。
(3)	いつまでに工事を完了しなければいけないのか？	令和6年2月29日までに事業を完了し、実績報告を行ってください。
(4)	「事業の着手」とは、何をもって「着手」とするのか？	対象設備の購入や取付け等を施工業者へ申し込む（発注する、契約書を取り交わす）ことをもって、着手とします。
(5)	「事業の完了」とは、何をもって「完了」とするのか？	省エネ設備の導入完了、かつ設備設置等を行う施工業者への支払い完了をもって、完了とします。
(6)	交付決定通知後に工事費が増額することになった場合、補助金を増額変更申請はできるか？	増額の変更申請はできません。 交付決定額と実際の補助対象経費の1/2を比較し、低いほうの金額が最終的な補助金額となります。
4 その他		
(1)	設備の更新等に際して、一般競争入札など交付要綱第9条第3号に定める手続により難しい場合はどうすればいいか。	事業費の適正な執行のため、少なくとも、複数（2者以上）の事業者から見積書を徴取してください。
(2)	法人として医療機関、高齢者施設を運営しているが、それぞれで省エネ設備を導入する場合、申請は別々に行わなければならないのか？	医療機関分、高齢者施設分を分けて、それぞれの担当課（医療機関分⇒医療対策課、高齢者施設分⇒長寿社会課）に申請ください。
(3)	高齢者サービスと障害福祉サービス（訪問介護と居宅介護等）を併設する場合の申請方法は？	訪問介護と居宅介護等を同一事業所で行っている場合は、訪問介護として申請ください（申請先：長寿社会課）。高齢者サービスと障害福祉サービス双方で申請することはできません。

	質問	回答
(4)	事業を実施する単位は？また、同一建物で複数サービスを行っている場合はどのような取扱いとなるのか？	<p>事業は、事業所等の単位ごとに実施してください。 同一建物内に補助事業を実施する事業所等が複数所在する場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの補助上限額をもって申請するパターン ・事業所の定員を足し合わせて補助上限額を算出し申請するパターン ・複数のサービス提供をまとめて1事業所として申請するパターン などが あります。詳しい取扱いについては、<u>交付要綱別表1</u>を確認ください。 <p>(例) ① それぞれの補助上限額をもって申請するパターン 介護老人福祉施設(定員50名)と訪問介護事業所を併設する場合 ➡ 介護老人福祉施設の補助上限 入所上限(200万円+(20)名×3万円) = 260万円 訪問介護事業所の補助上限 通所・訪問上限50万円</p> <p>② 事業所の定員を足し合わせて補助上限額を算出し申請するパターン 介護老人福祉施設(定員50名)と短期入所生活介護事業所(定員10名)を併設する場合 ➡ 補助上限 入所上限(200万円+(20+10)名×3万円) = 290万円</p> <p>③ 複数のサービス提供をまとめて1事業所として申請するパターン 居宅介護と重度訪問介護を提供する障害福祉サービス事業所の場合 ➡ 補助上限50万円</p> <p>同一建物の複数の事業所をまとめて省エネ工事等を行う場合は、事業所ごとに申請するのではなく、少なくとも建物で取りまとめて申請を行ってください。もちろん、法人で全事業所分を取りまとめて申請いただくことも可能です。</p>
(5)	上記質問4の回答内の(例)①のように、同一建物で複数サービスを行っており、それぞれのサービスごとに補助上限額が設定されている場合に、建物でまとめて省エネ設備を導入する際は、どのように申請すればよいか？	<p>補助対象となるサービスごとに適切に按分してください。 例1：建物全体のエアコンの更新→それぞれのサービスごとに設置されているエアコンの数量で按分 例2：太陽光発電システムの導入→それぞれのサービスの定員や専有面積で按分</p> <p>なお、補助上限額に達しない場合は、主たるサービスで実施する事業として申請しても差し支えありません。</p>
(6)	上記質問4の回答内の(例)①のように、同一建物で複数サービスを行っており、それぞれのサービスごとに補助上限額が設定されている場合に、共用部分に省エネ設備を導入する際は、どのように申請すればよいか？	<p>補助対象となるサービスごとに適切に按分してください。 例：共用部分の照明の更新→それぞれのサービスの定員や専有面積で按分</p> <p>なお、補助上限額に達しない場合は、主たるサービスで実施する事業として申請しても差し支えありません。</p>
(7)	令和4年度石川県医療機関・福祉施設・公衆浴場等省エネ投資緊急支援事業費補助金の交付決定を受けているが、令和5年度も申請できるか？	<p>令和4年度に補助上限額まで交付決定を受けた場合は対象外となります。 令和4年度に交付決定を受けた額が補助上限額以下であれば申請できます。その場合、令和5年度の補助上限額は、令和4年度の交付決定額を差し引いた額となります。</p>